

**神戸港発着の瀬戸内海クルーズの魅力 プロモーション業務委託  
実施要領（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

神戸港発着の瀬戸内海クルーズの魅力 プロモーション業務委託

**2 業務内容に関する事項**

(1) 事業目的

本市では、クルーズ客船がもたらす大きな経済効果を狙い、特に経済効果の高い発着クルーズの誘致を進めている。発着クルーズの誘致における最も重要な要素としては、国内外から安定的に集客できることが求められており、現在もその取り組みを行っているところである。

神戸港の特長である瀬戸内海クルーズの玄関港としての認知度を高めるため、日本だけではなく、世界に発信をしていくことが重要であり、従来のプロモーション手法に捕らわれることなく、新たな切り口から戦略的な魅力発信を行い、海外からの神戸発着瀬戸内海クルーズへの誘客を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

**4 応募資格**

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 本業務分野に精通していること。また、本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- (8) 事業者及びその代表者が直近 1 年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

## 5 スケジュール（いずれも日本時間とする）

- (1) 公募開始 令和 8 年 1 月 26 日（月）
- (2) 参加申請及び質問期限 令和 8 年 2 月 9 日（月）17 時 00 分
- (3) 質問に対する回答 令和 8 年 2 月 20 日（金）頃
- (4) 企画提案書の提出期限 令和 8 年 3 月 6 日（金）17 時 00 分
- (5) 企画提案審査会 令和 8 年 3 月下旬（予定）
- (6) 選定結果通知 令和 8 年 3 月下旬（予定）
- (7) 契約締結・事業開始 令和 8 年 4 月 1 日（水）（予定）

## 6 応募手続きに関する事項

- (1) 参加申請及び質問書の提出

①提出期限

令和 8 年 2 月 9 日（月）17 時 00 分（日本時間）

②提出書類

◆企画提案参加申込兼質問書（様式 1）

◆会社概要・団体概要（任意様式）

◇納税証明書（国税及び地方税）  
※納税地が海外の場合、当該国での納税が証明できる公的書類を提出すること。  
なお、書類には翻訳を添付すること。

◇登記簿謄本（または登記事項全部証明書）

※登記地が海外の場合、当該国での納税が証明できる公的書類を提出すること。

なお、書類には翻訳を添付すること。

◇神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 2）

③提出方法

E メールにて [cruise\\_kobepo@city.kobe.lg.jp](mailto:cruise_kobepo@city.kobe.lg.jp) 宛に提出のこと。

件名は「瀬戸内海クルーズの魅力プロモーション業務（参加申請）」とすること

④質問回答

質問に対する回答は、登録申込をしたメールアドレス宛てに令和 8 年 2 月 20 日頃に送付する。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

- (2) 企画提案書の提出

①提出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）17 時 00 分（日本時間）

②提出書類

◆見積書（任意様式）

・ 実施に要する経費の内訳が分かるように記載すること。

◆企画提案書（任意様式）

- ・A4版とし、表紙・目次を除き20ページ以内とすること。
- ・「仕様書」に記載の業務内容に対する提案の他、「業務実施体制・実施スケジュール」「類似業務実績」を必ず記載すること。

③提出方法

Eメールにて [cruise\\_kobepo@city.kobe.lg.jp](mailto:cruise_kobepo@city.kobe.lg.jp) 宛に提出のこと。

件名は「瀬戸内海クルーズの魅力プロモーション業務（企画提案）」とすること

④その他

提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせことがある。

## 7 選定に関する事項

### （1）選定方法

- ・企画提案審査会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記（2）に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。
- ・応募者が多数のときは、提出された企画提案書等を事前審査し、企画提案審査会に参加する応募者を5組程度まで選考する場合がある。

### 【企画提案審査会】

◆開催日時：令和8年3月下旬（予定）

◆開催方法：対面予定

◆内容：企画提案者からの企画提案書等によるプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答（20～30分程度を予定）

### （2）評価基準

評価項目		配点
提案内容	・本事業の趣旨を理解した提案であるか ・既存の広報素材を効果的に活用できているか ・FAMツアーアの調整にあたり、訴求力のある現地メディアを招聘することができるか ・受託者が有する知見やネットワークを活かした効果的な独自のプロモーションを提案しているか ・神戸港の特長をターゲットに効果的に届ける広報の実施が期待できるか ・実施した広報活動に対しての効果検証の方法は妥当か	55
	・欧米豪市場に関する専門知識等を有し、類似したプロモーション実績があるか ・事業を迅速かつ的確に遂行するための業務実施体制が整っているか ・確実性のある実施スケジュールとなっているか	25
見積金額	・見積金額の内容は妥当か	10
地元加算	・神戸市内に本社または支店があるか	10
合計		100

※評価点の合計が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。また、委託予定事業者とは契約締結協議を

行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を行う。

※委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

※選定委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、「業務内容」の合計点数が最も高い方とする。「業務内容」が同点の場合は、「実施体制」の得点が高い方とし、それも同点の場合は、選定委員の協議により決定するものとする。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他注意事項

- ・企画提案書の作成等、応募に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・契約の準拠法については、日本法に寄与するものとする。

## 9 提出先・連絡先

神戸市港湾局振興課（客船誘致担当）木林、池部

住所：〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1

TEL: 078-595-6289 FAX: 078-595-6284

Eメール：[cruise\\_kobeport@city.kobe.lg.jp](mailto:cruise_kobeport@city.kobe.lg.jp)